

栃木県わがまち未来創造事業実績書(単位事業調書)  
【連携事業】

幹事市町	佐野市	※事業主体が地域づくり団体等の場合のみ記載すること。		
構成市町	足利市・栃木市・鹿沼市・佐野市			
事業名	日光例幣使道を活用した街道ツーリズム			
事業主体の名称※	例幣使道軸共同開発協議会			
代表者の名称※	会長 慶野 昇(一般社団法人佐野市観光協会 事務局長)			
事業主体の所在※	〒327-8501 佐野市高砂町1番地			
事業主体の概要	<p>・団体の目的: 栃木県内における日光例幣使街道沿いに存在する観光資源の共有化と連携活用を図り、関係地域の観光誘客を促進することを目的とした。</p> <p>・設立年月日: 平成22年7月1日</p> <p>・構成員等: 足利市、栃木市、鹿沼市、佐野市、足利市観光協会、栃木市観光協会、鹿沼市観光物産協会、佐野市観光協会</p>			
当該事業に係る地域の現状と課題	<p>当協議会は平成22年度から活動を開始し、群馬県高崎市から栃木県日光市へと続く例幣使道を栃木県内4市の共通の観光資源と位置付け、広域連携による観光誘客のための事業を実施している。これまで4市の観光の見所を掲載した「みどころガイドマップ」を作成し、4市を回遊する観光周遊ルート等の周知を図っている。また、4市合同の観光PRイベントを実施し、観光スポットやイベント情報を発信し観光客誘致に努めてきた。しかし、例幣使道という大枠のテーマは存在するものの、実際に観光の動機となりえる個別テーマ(歴史、文化、芸術、食、体験等)での連携が不十分であり、観光誘客の促進に繋がるPRと併せ、いかに効果的に実施してかが課題である。</p>			
事業目的	<p>・各市の情報を共有することで、来訪者に多彩な情報を提供でき、広域観光の促進や再来訪の動機づけが可能となり、誘客の増加が期待される。</p> <p>・例幣使道を基盤に、新たに観光の視点でのテーマ設定を行い付加価値を持たせ、例幣使道を新たな誘客のための資源とすることで、誘客対象者の拡充や回遊ルートの広域化を図ることができる。</p>			
事業概要	<p>【平成30年度】</p> <p>各市の観光イベント等の情報を共有し、相互の観光情報発信等による誘客の促進を行った。</p> <p>①担当者会議における街道を基軸とした共同宣伝の計画立案、観光情報交換</p> <p>アドバイザーを招聘し、平成29年度の事業にさらに磨きをかけた視点での共同事業を計画年の7回開催した。</p> <p>②例幣使街道PR事業…各市イベント、観光拠点施設、観光キャラバン等でパンフレットを配布</p> <p>③SNSを活用した例幣使道沿いの観光誘客企画の立案</p> <p>④例幣使街道モニター旅行の実施、及びモニター旅行を通してのSNSへの発信</p> <p>⑤その他目的達成のために必要な事業の実施</p> <p>【平成31年度】</p> <p>①担当者会議における街道を基軸とした共同宣伝の計画立案、観光情報交換</p> <p>アドバイザーを招聘し、例幣使道を広く周知するための共同事業を実施</p> <p>②観光PRイベントの実施</p> <p>③「例幣使街道ガイドマップ」の作成</p> <p>④モニター旅行の成果品作成事業</p> <p>⑤モニター旅行の成果を有効活用する事業</p> <p>⑥モニター旅行を商品化する計画立案事業</p> <p>⑦その他目的達成のために必要な事業の実施</p>			
事業に係る市町総合戦略の目標及びKPI	<p>①足利市</p> <p>【目標】観光入込客数</p> <p>【KPI】H26 355万人 → H31 400万人</p> <p>【KPI達成状況】</p> <p>H27 394万人</p> <p>H28 411万人</p> <p>H29 475万人</p>	<p>②佐野市</p> <p>【目標】観光入込客数</p> <p>【KPI】H26 862万人 → H31 1,000万人</p> <p>【KPI達成状況】</p> <p>H27 855万人</p> <p>H28 877万人</p> <p>H29 888万人</p>	<p>③栃木市</p> <p>【目標】観光入込客数</p> <p>【KPI】H26 563万人 → H31 617万人</p> <p>【KPI達成状況】</p> <p>H27 566万人</p> <p>H28 603万人</p> <p>H29 560万人</p>	<p>④鹿沼市</p> <p>【目標】交流人口数</p> <p>【KPI】H26 331万人 → H31 450万人</p> <p>【KPI達成状況】</p> <p>H27 307万人</p> <p>H28 303万人</p> <p>H29 317万人</p>

各年度ごとの事業内容及び事業費の内訳 (単位:円)

	29年度	30年度	31年度	支援期間の事業費計	支援期間の翌年度
事業内容	①担当者会議の開催 ②「例幣使街道ツーリズム」の計画作成 ③観光PRイベントの計画 ④「例幣使街道ガイドマップ」の作成	①担当者会議の開催 ②例幣使街道観光PR事業 ③モニター旅行の企画及び実施	①担当者会議の開催 ②「例幣使街道ガイドマップ」の作成 ③観光PRイベントの実施 ④実施したモニター旅行の有効活用 ⑤モニター旅行の商品化計画		①担当者会議の開催 ②「例幣使街道ガイドマップ」の作成 ③観光PRイベントの実施
事業費	1,988,430	1,719,696	1,600,000	5,308,126	800,000
市町支出金(ソフト事業分)	1,600,000	1,600,000	1,600,000	4,800,000	800,000
うち県交付金	800,000	800,000	800,000	2,400,000	
市町支出金(ハード事業分)					
うち県交付金				0	
その他自主財源等	388,430	119,696	0	508,126	0

幹事市町担当情報

担当課(グループ・係)名	観光立市推進課 観光事業係
担当者名	鈴木 庸平
電話	0283-27-3011
FAX	0283-20-3029
E-mail	kankouj@city.sano.lg.jp

## 栃木県わがまち未来創造事業実績書(単位事業収支精算書)

市町名	佐野市	※連携事業の場合は幹事市町名を記載すること。
単位事業名	日光例幣使道を活用した街道ツーリズム	
対象年度	30	年度

## 1 収入の部

科目	精算額	備考
各市負担金	1,600,000	足利市 400,000円、佐野市 400,000円、栃木市 400,000円、鹿沼市 400,000円
繰越金	119,696	
諸収入	0	利子等
計	1,719,696	

## 2 支出の部

科目	精算額	財源			備考
		市町支出額		自主財源等	
		県交付金			
アドバイザー業務委託料	690,004	690,000	345,000	4	計画作成ワークショップ・アドバイザー委託料 689,140円 (6回出席、交通費込み) 振込手数料 864円
モニター旅行業務委託費	900,864	900,000	450,000	864	振込手数料 864円
モニター旅行諸経費	70,040	10,000	5,000	60,040	鹿沼市 11,920円 栃木市 19,480円 佐野市 24,000円 足利市 14,640円
消耗品費	0	0	0	0	
繰越金	58,788			58,788	
				0	
				0	
				0	
				0	
計	1,719,696	1,600,000	800,000	119,696	

科目欄には、原則地方自治法施行規則第15条別記の節(需用費、役務費は細節)の区分を用いてください。

具体的な支出内容については、備考欄に記入してください。

連携事業のうち、次に該当する場合は、様式1号-5も提出してください。

- 1 市町のみで事業を実施する場合
- 2 複数の地域づくり団体等に支出する場合

栃木県わがまち未来創造事業実績書(連携事業支出整理票)

単位事業名	日光例幣使道を活用した街道ツーリズム	対象年度	30	年度
-------	--------------------	------	----	----

科目	精算額	足利市支出額		自主財源等	佐野市支出額		自主財源等	栃木市支出額		自主財源等	鹿沼市支出額		自主財源等
		県交付金			県交付金			県交付金			県交付金		
アドバイザー業務委託料	690,004	172,500	86,250	1	172,500	86,250	1	172,500	86,250	1	172,500	86,250	1
モニター旅行業務委託費	900,864	225,000	112,500	216	225,000	112,500	216	225,000	112,500	216	225,000	112,500	216
モニター旅行諸経費	70,040	2,500	1,250	12,140	2,500	1,250	21,500	2,500	1,250	16,980	2,500	1,250	9,420
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越金	58,788			14,697			14,697			14,697			14,697
計	1,719,696	400,000	200,000	27,054	400,000	200,000	36,414	400,000	200,000	31,894	400,000	200,000	24,334

科目欄には、原則地方自治法施行規則第15条別記の節(需用費、役務費は細節)の区分を用いてください。